

## 審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	令和7年度第2回松阪市都市計画審議会
2. 開 催 日 時	令和7年11月28日(金) 午後2時00分から午後3時30分
3. 開 催 場 所	松阪市役所5階 特別会議室
4. 出席者氏名	<p>(松阪市都市計画審議会委員)</p> <p>三宅 諭、芳賀 信次、 西 秀次、深田 龍、 松本 一孝、酒井 由美、 海住 恒幸、山本 勝之、 竹田 正明、竹岡 春俊、 柳瀬 勝久</p> <p>(事務局)</p> <p>副市長 永作 友寛 建設部長 松本 尚久 都市計画課長 大島 威 まちづくり計画係長 中村 雄紀 まちづくり計画係主任 佐奈 千広 まちづくり計画係 山本 昇平 建築開発担当参事 水越 敏</p>
5. 公開及び非公開	公 開
6. 傍 聴 者 数	な し
7. 担 当	<p>松阪市建設部都市計画課まちづくり計画係</p> <p>TEL 0598-53-4168 FAX 0598-26-9118 e-mail <a href="mailto:tos.div@city.matsusaka.mie.jp">tos.div@city.matsusaka.mie.jp</a></p>

議事については、別紙のとおり

令和7年度 第2回松阪市都市計画審議会 議事録

日時：令和7年11月28日（金）14時00分～

場所：松阪市役所5階 特別会議室

事務局 (司会)	<p>定刻になりましたので、始めさせていただきますと思います。</p> <p>皆さんこんにちは。私、本日司会をさせていただきます、都市計画課まちづくり計画係の中村と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>本日は、大変お忙しい中、当松阪市都市計画審議会にご出席賜りまして、誠にありがとうございます。本日の議題につきましては、先般開催をさせていただきました第1回都市計画審議会から引き続きまして、松阪市都市計画マスタープラン（案）等につきましてご意見をお願いいたしたく、開催をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>それではただいまより、令和7年度第2回松阪市都市計画審議会を開催させていただきます。</p> <p>開会に先立ちまして、副市長の永作よりご挨拶申し上げます。</p>
副市長	<p>ただいまご紹介いただきました、松阪市副市長の永作でございます。日ごろは、松阪市都市計画行政に対しまして、多大なご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。</p> <p>本日の審議会では、「松阪市都市計画マスタープランの策定及び立地適正化計画の見直し」について、前回の第1回審議会以降、委員の皆さまからいただきました各計画案に対するご意見につきまして、市としての対応を説明させていただき、更にご意見を賜りたいと思います。</p> <p>委員の皆さまにおかれましては、お忙しいところ各計画案につきましてたくさんのご意見をお寄せいただき誠にありがとうございました。</p> <p>都市計画マスタープランについてのご意見として、各委員それぞれの視点で広域的な内容のものから各地域の実情に基づいた地域性のあるものまで種々のご意見を頂戴しておると聞いております。本日は、そのご意見につきまして市としての対応を事務局からご説明させていただき、更に議論を深めていければと思っております。</p> <p>なお、本日の第2回審議会での内容を取りまとめまして、来月には各計画案のパブリックコメントを予定しております。</p> <p>いずれの計画も非常に重要な事項と考えておりますので、委員の皆様には闊達な議論を賜りますよう、本日はよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p>

<p>(司会)</p>	<p>前回審議会を開催いたしました令和7年11月6日より、都市計画審議会委員の方の変更はございません。</p> <p>お手元の名簿に基づきまして、本日ご出席の委員の方のお名前を紹介させていただきます。</p> <p>(委員の紹介)</p> <p>また、お配りした座席表に本日の事務局の出席者を示しておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは進めて参ります。</p> <p>お手元の配布資料の確認をさせていただきます。</p> <p>資料1-1 松阪市都市計画マスタープラン全体構想案のご意見  資料2-1 松阪市都市計画マスタープラン地域別構想案のご意見  資料3-2 松阪市立地適正化計画案のご意見  資料4 松阪市都市計画マスタープラン・松阪市立地適正化計画 正誤表  資料5 第2回都市計画審議会参考資料(地域別懇談会)</p> <p>となっております。本日の資料は以上になります。</p> <p>それでは審議に入ります前に、本審議会は、「審議会等の公開に関する指針及び運用方針」、「3 会議の公開の基準」に基づきまして、情報公開をして参りたいと思っておりますので、ご了承のほどよろしくお願いいたします。また、同運用方針「8 会議等の結果の公開」による議事録作成のため録音をさせていただきます。</p> <p>各委員様のご発言、ご意見につきましては議事録としてまとめさせていただきますので、ご了承をお願いいたします。</p> <p>また、録音をさせていただき同様に、運用方針の「5 公開の方法等」に基づきまして、会議の傍聴を認めてまいりたいと思っておりますので、あわせてご了承のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>本日は一般傍聴者の方も報道関係の方もなしとなっております。</p> <p>それでは当審議会の会長は、三重大学教授の三宅 諭様に務めていただいております。ここからは三宅会長にお願いをしたいと思います、それでは三宅会長よろしくお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>三重大学の三宅です。よろしくお願いいたします。</p> <p>それではたくさんご意見をいただきましたので、早速ご意見について報告をいただきながら修正内容を教えていただきたいと思います。</p> <p>報告をする前に本審議会の成立について事務局より報告をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、本日の出席者につきましては審議会委員全15名中11名の方</p>

(司会)	<p>に出席いただいております。</p> <p>松阪市都市計画審議会条例第6条第1項の規定によりまして、会議は成立しております。</p>
会長	<p>それでは、1つ目の議題の松阪市都市計画マスタープラン全体構想案への意見についてお願いします。</p>
事務局 (説明)	<p>都市計画課の大島と申します。本日はよろしくお願いいたします。</p> <p>11月6日以降に皆様からのご意見をいただきました。今回資料として纏めさせていただいたものと、補足でございますが前回のときに委員の方から各地域別懇談会のご意見はどうであったのかということで、参考資料として資料5を本日付けております。また見ていただければと思います。</p> <p>それでは座りながら説明させていただきます。都市計画マスタープラン全体構想ということで、ご意見をいただきました。</p> <p>最初のご意見について、掲載ページについては49ページになります。市民調査では「買い物が便利」というご意見がある一方、公共交通の不便さによる買い物困難者の存在も指摘されている。松阪市は車利用を前提とした生活スタイルが一般的であり、市民の意向は一様ではなく二極化すると思う。特に高齢者、免許返納者、中山間地域のニーズを計画により反映し、移動困難対策と生活利便確保を柱として位置付ける必要があるのでは？（不便層の声の可視化が不足？）といただいております。</p> <p>見解といたしまして中山間地域での公共交通に関しては、地域別構想P63（飯南地域）やP69（飯高地域）などで、「路線バスの維持」や「地域の移動ニーズにあわせた公共交通の再編」等の方向性を位置付けております。また地域の拠点となる「地域核」周辺については、生活サービス機能の充実を図るものと位置付けております。（飯南地域P62、飯高地域P68）これらの「方向性」等を基に、公共交通等のそれぞれの具体的な計画の策定や、各担当部局で施策の実施が行われることとなります。</p> <p>続きまして、88ページの（2）上下水道③浸水対策の推進について53ページの「満足度が低く、重要度が高い＝最重点項目（優先すべき対策）」として松阪市は「浸水対策事業が重要視されている。これを受けて「浸水対策の推進」は改築・更新を「計画的」に進めるとあるが、「早急に対応する」等の表現にするのはどうか。市民の声を反映するプロセ</p>

スを重視した推進姿勢を示せたらと思うのご意見をいただきました。

見解といたしましては、「浸水対策」についてですが、ここにも記載のあるとおり「中長期」に渡ることになるため計画的に進めていくこととなります。「早急に対応する」というご意見をいただきましたが、「長期」にかかる事業もごございますので、「計画的」にとさせていただいておりますので、ご理解をいただきたいと考えております。

続きまして、45ページの「碧川や鵜海岸には」を「碧川や鵜海岸・天白海岸には」に変更といただきました。

地域別構想48ページの海岸の自然資源の保全で天白海岸も示していることから修正します。

(修正案)

下から3行目「碧川や鵜海岸・天白海岸には・・・・・・・・」

続きまして、80ページの③地域核の形成の都市計画法第34条第11号に基づく区域指定制度を本庁管内、嬉野管内に制度の導入をされないのかといただきました。

見解といたしましては、本庁管内、嬉野管内につきましては、73ページに記載しております「既存集落活性化型地区計画」により、既存集落の維持を図ろうと考えております。

続きまして、88ページの③浸水対策の推進にある雨水排水ポンプの新設を検討されないのかといただきました。

見解といたしましては、将来的に設置を計画しているポンプ場はありますが、当面は雨水幹線や面整備を重点的に進める予定であり、当マスタープランでは「雨水排水ポンプ施設の改築・更新を計画的に進める」という表現のままとさせていただきたいと考えております。

続きまして、104ページの(1)基本的な方針にある農業の保全を推進する「農業生産基盤整備の実施地区における担い手の米生産コストの労働費削減を図るため、農地の大区画化に取り組む。」を追加基本的な方針の中で、「担い手の規模拡大と農地整備を支援し、計画的な農地集積を促進する」と記載させていただいておりますが、具体的な施策については担当部局が対応していくこととなります。

いただきましたご意見については、具体的な施策としますので、担当部局にもお伝えさせていただきます。

続きまして54ページから想定最大の洪水・内水浸水区域と「持続可能な都市づくり」にある都市計画区域を含む、想定最大洪水・内水浸水区域を示しながら、「持続可能な都市づくり」において浸水被害をどう免れていくかを方向づけた考え方を見ることができない。洪水・内水浸水区域を最大想定してのプランという考え方を採り入れたとのことであるが、「持続可能な都市づくり」が浸水区域の最大想定というコンセプトとは連動しない。「拠点機能の維持・充実」(55～56ページ)「松阪駅周辺を核とした中心市街地の機能強化(56ページ)や「伊勢中川駅周辺における市街地の拡大検討」(同)など既存の計画ないしは方向性が示されるだけで、被害の最大想定という考え方との整合性がない。むしろ、既存の市街地の活用を増幅する方向しか示されていないのではないか。そういったところに、今回のマスタープランの全体構想の軸足はどこにあるのかが曖昧で、中途半端さが拭いきれないといただきました。

見解といたしましては、想定最大の浸水区域(洪水ハザードマップ)は、平成27年の水防法改正に基づき、当該地域で想定最大(1000年に1度相当)の降雨時に堤防が破堤した場合の浸水想定図を根拠として作成され、地域の最大級の水害リスクを可視化するものです。一方で、浸水想定区域内には既成市街地が広がり、インフラも概ね整備済みであるため、全面的な作り替えは現実的ではありません。したがって、ハザードマップは「現在のリスクを正しく認識し、今後の投資でどこまでリスクを許容・低減するかを判断するための基礎資料」と位置付けます。さらに令和3年度以降、気候変動に伴う水害の頻発・激甚化を踏まえ、法整備の下で「流域治水」を推進しています。これは、河川改修等のハード対策に加え、農地・開発・避難といったソフト対策や住まい方の工夫など、流域のあらゆる主体が連携して総合的に水害を抑制する考え方です。この方針のもと、既成市街地(市街化区域等)の区域設定は維持しつつ、居住地については立地適正化計画に基づく居住誘導区域を定め、新たに防災指針を追記して、実効性のあるリスク低減を図っていくように考えております。立地適正化計画防災指針(案)に記載しております。

続きまして、54ページの「一体的な都市構造の形成と広域連携」にある松阪・嬉野・三雲の都市計画区域を「一体の都市」として整備・開発・保全を図っていくという考え方をとることに意義はあるのか。むしろ、地域のカラーの違いを生かそうとする考え方をとる方が地域それぞれの魅力の引き出しにつながるように思うところである。コンパクトな

まちづくりという考え方を持つならそのことがより重要となる。広域連携については必要性を認めるが、「広域連携」の目的性については今一度吟味を要するのではないかといただきました。

ここに記載しておりますとおり、松阪市が平成17年に合併をした際は、松阪都市計画、嬉野都市計画、三雲都市計画と3つの都市計画がございました。平成24年にその3つの都市計画を「松阪都市計画」として一本化しております。全体構想においては、松阪市を一つの都市計画について記述しており、一方、地域別構想では、地域の特色について記述しております。

続きまして、54ページにある「人口減少社会の到来に向けた・・・」、「コンパクトなまちを実現していくために」というが、松阪市図書館や松阪公民館の郊外移転、松阪公園プールの廃止（「豪商のまち松阪」中心市街地土地利用計画）など街中の空洞化を加速させ、歩きや自転車で公共の文化・レクリエーション施設を利用できる街中の利便性を排除する施策ばかりに重きを置いており、ここに書いていることと、やっていることが異なるといただきました。

見解といたしまして、公共施設の配置については、使われ方や規模、コストなどを勘案し、その時点において最適な位置に配置したものと考えています。コンパクトなまちについては、立地適正化計画において、居住誘導区域、都市機能誘導区域において整理しております。

続きまして、55ページの「コミュニティの継続性の確保に向けた土地利用の更新」にある旧街道に面した間口の狭い宅地が連なる地区。まさにそんな地区の住民である。が、ここに描かれるようなネガティブな側面などあるのだろうか。うなぎの寝床のようである細長い土地に家の建て方に工夫が可能であるし、空き地が生じることによって新たな持ち主が現れ、土地利用の更新が行われている。ここに描かれている文面には何を求めた文なのか意味が伝わらないといただきました。

見解といたしまして、土地利用について、そのままの形状で新たに土地利用が図られるところについてはいいのですが、されていない所もありますので、土地利用の更新という表現をさせていただいているところでございます。

続きまして、56ページの「伊勢中川駅周辺における市街地の拡大検討」は、もともと水田が広がっていた地域を開発しており、低地である

	<p>と思われる。洪水・浸水に弱い場所ではないのか。ここにあって市街地の拡大を検討しなければならない要素はあるのかといただきました。</p> <p>それに対しては、「伊勢中川駅周辺」は都市核として「持続可能な都市づくり」をめざして、ハザードを意識して行ってまいります。</p> <p>続きまして、85ページの「駅周辺の再整備」、「豪商のまち松阪」中心市街地土地利用計画に基づき・・・」というが、同計画を金科玉条とすることはやめたほうがよい。それに基づくほどの価値を有したものであるのではない。むしろ、同計画の廃止を求め。新たな価値（代案）の提案を行った方が理にかなっていると感じました。</p> <p>見解といたしまして、現在の松阪駅周辺について市民の方々からは、「駅前が寂しい」「滞在する場所がほしい」といった声が多く寄せられています。その整備については、「豪商のまち松阪」中心市街地土地利用計画に基づき進めていくこととなります。</p>
会長	<p>はい。ありがとうございます。たくさんのご意見・修正案に対して見解・修正箇所を示していただきました。これについて皆さんの方からご意見をお伺いしたいと思いますが、ご意見・ご指摘ございましたらお願いいたします。</p> <p>都市計画マスタープランに記載することは、都市計画マスタープランで全てを実現するわけではありません。そこに書いた上で別の計画で実現する事になるわけです。なかなか難しいことなのですが、ご指摘いただいた通り別のところで進めざるを得ないのご理解いただければと思います。まだ時間はありますので、全体構想から、その流れで地域別構想のご説明に移ってもよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>よろしいでしょうか。今日の審議会で質問された方に対してまた個別に回答を返すという位置付けなのですか。</p>
会長	<p>このようなご意見があり、それを受けて今回の修正案を出しています。それに再度ご意見があればそれを受けて修正になります。なければ次に、この案を市民の方に公開するパブリックコメントの方に移っていくこととなります。</p>
委員	<p>回答も併せて公開するのですか。</p>
会長	<p>回答は別になります。こういうご意見があり、このように直してという今回の審議会の内容は公開をされます。しかし、パブリックコメント時には計画案だけが公開され、計画案に対してご意見をいただくこととなります。</p>
委員	<p>わかりました。ありがとうございます。</p>

会長	では次に松阪市都市計画マスタープラン地域別構想案のご意見について説明をお願いします。																										
事務局 (説明)	<p>1 ページ目の地域名称の件について、大まかに「殿町地域」となっていますが、地域内は、殿町中学、西中学校が別、それぞれ第一、第三、幸小（殿町）、松江小（西中）となっており、地域住民も交流がないところもあり、私としましては、「殿町地域」という名称ではなく、地域特性を考えた従来の現状に基づく地区名称を考えてほしい。例えば「殿町地域」から「松阪市中心市街地地域」など、とご意見をいただきました。</p> <p>それに関しては、ご意見をいただきました通り「殿町、久保、鎌田」を使用することにより、「町」を示すのか「中学校区」を示すのかということで、ご意見を踏まえて、以下の通り修正していきたいと考えております。</p> <p><b>【修正案】</b></p> <table border="0" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">(案)</th> <th style="text-align: left;">(修正案)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 殿町地域</td> <td>→ 松阪中心市街地地域</td> </tr> <tr> <td>2 久保地域</td> <td>→ 松阪市街地南部地域</td> </tr> <tr> <td>3 鎌田地域</td> <td>→ 松阪市街地北部地域</td> </tr> <tr> <td>4 東部地域</td> <td>→ 松阪東部地域</td> </tr> <tr> <td>5 南部地域</td> <td>→ 松阪南部地域</td> </tr> <tr> <td>6 西部地域</td> <td>→ 松阪西部地域</td> </tr> <tr> <td>7 中部地域</td> <td>→ 松阪中部地域</td> </tr> <tr> <td>8 三雲地域</td> <td>→ 三雲地域</td> </tr> <tr> <td>9 嬉野東地域</td> <td>→ 嬉野東部地域</td> </tr> <tr> <td>10 嬉野西地域</td> <td>→ 嬉野西部地域</td> </tr> <tr> <td>11 飯南地域</td> <td>→ 飯南地域</td> </tr> <tr> <td>12 飯高地域</td> <td>→ 飯高地域</td> </tr> </tbody> </table> <p>続きまして、67ページの河川にある「合併処理浄化槽の普及による水質保全が求められている。」とありますが、当該地域は、合併浄化槽が合併前から導入されています。現在の普及率と更新時期の課題は何かですかとご意見をいただきました。</p> <p>見解といたしましては、合併処理浄化槽の普及による水質保全のため、飯高地域、飯南地域においては公共浄化槽の設置を推進しています。両地域では令和6年度末で2,179基が稼働しており、整備率は62.1%となっています。また、浄化槽の耐用年数は30～50年程度とされており、更新時期に向けては他市町の状況にも目を向け研究し</p>	(案)	(修正案)	1 殿町地域	→ 松阪中心市街地地域	2 久保地域	→ 松阪市街地南部地域	3 鎌田地域	→ 松阪市街地北部地域	4 東部地域	→ 松阪東部地域	5 南部地域	→ 松阪南部地域	6 西部地域	→ 松阪西部地域	7 中部地域	→ 松阪中部地域	8 三雲地域	→ 三雲地域	9 嬉野東地域	→ 嬉野東部地域	10 嬉野西地域	→ 嬉野西部地域	11 飯南地域	→ 飯南地域	12 飯高地域	→ 飯高地域
(案)	(修正案)																										
1 殿町地域	→ 松阪中心市街地地域																										
2 久保地域	→ 松阪市街地南部地域																										
3 鎌田地域	→ 松阪市街地北部地域																										
4 東部地域	→ 松阪東部地域																										
5 南部地域	→ 松阪南部地域																										
6 西部地域	→ 松阪西部地域																										
7 中部地域	→ 松阪中部地域																										
8 三雲地域	→ 三雲地域																										
9 嬉野東地域	→ 嬉野東部地域																										
10 嬉野西地域	→ 嬉野西部地域																										
11 飯南地域	→ 飯南地域																										
12 飯高地域	→ 飯高地域																										

ている状況であり、日頃の適正な維持管理や補修作業により延命化に取組んでいるところです。

続きまして、67ページの太陽光発電施設について、以前、風力発電施設の設置が計画され周辺環境等への影響が問題となりましたが、風力発電施設の記述はいかがですかとご意見をいただきました。

見解といたしましては、地域別懇談会の中で、太陽光発電による地域との関係についてご意見がありました。その観点で課題として挙げさせていただいております。風力発電施設については、現状、不透明な状況であり、本計画書上では具体的な記載はしていません。

続きまして、68ページの地域核等の機能充実「地域やまちづくり団体と連携して買い物など日常生活に不可欠な施設・機能の維持に向けた取組を検討する。」とありますが具体的にどのようなことを指すのでしょうかとご意見をいただきました。

見解としたしましては、地域にある食品等の販売店舗が将来無くなった場合に、買い物が困難になる方が出てくることが考えられることから、既存の店舗の維持に向けて、地域との連携による取り組みを担当部局で検討中であり、今後対応する施策の実施も見据えたうえでこのように記載しております。

続きまして、68ページの地域の産業の振興にある「松阪市飯高産業振興センターを拠点に、地域の農産物などの資源を加工・活性化することにより、地域産業の振興に努めます。」とありますが、当該地域は林業が主産業であり、素材生産や木製品の加工活用の記述も必要ではないでしょうか。また、農産物では深蒸し煎茶の産地になっており歴史もあることから、お茶の振興に関する記述も必要ではないでしょうかとご意見をいただきました

修正案といたしまして、

- ・特産品である「松阪茶」等の振興促進に努める。
- ・地域材を活用した木造住宅の建築促進や、製材製品などの販路拡大などの取組により、林業の振興を図る。

併せて飯南地域についても以下の通り追記いたします。

(修正案)

①土地利用に関する方針

■地域の産業の振興

松阪市飯高産業振興センターを拠点に、地域の農産物等などの資源を加工・活用することにより、地域産業の振興に努める。

特産品である「松阪茶」等の振興促進に努める。

地域材を活用した木造住宅の建築促進や、製材製品などの販路拡大などの取組により、林業の振興を図る。

併せて飯南地域についても以下の通り修正（項目を追加）いたします。

（P62）

（修正案）

#### ①土地利用に関する方針

##### ■地域の産業の振興

- ・特産品である松阪茶や松阪牛等の振興促進に努める。
- ・地域材を活用した木造住宅の建築促進や、製材製品などの販路拡大などの取組により、林業の振興を図る。

続きまして、69ページの農地の整備・管理にある「耕作放棄地への対策として、地域農業の担い手の規模拡大に向けた支援を行い、計画的な農地集積を推進する。」とありますが、中山間地域の耕作放棄地の現状はさらに厳しく、次々と無秩序な太陽光発電施設が設置されています。中長期の施策だけでなく早急な対応施策の記述をお願いすると頂いております。

本計画においては、計画の趣旨を踏まえて、現在記載しているように「方向性」を示しておりますが、具体的な施策については、今後、各担当部局での対応となりますので、ご理解のほどお願いいたします。

続きまして70ページの老人福祉センターの充実にある「飯高老人福祉センターについては、必要な整備や高齢者福祉施設としての機能の充実とあわせ、様々な年代の方が活動及び交流する地域づくりの拠点としても活用する。」とありますが、当該地域は、「飯高林業総合センター」「飯高保健センター」「飯高総合開発センター」等、様々な公共施設があります。特に老人福祉センターを記述した理由はありますかといただきました。

老人福祉センターを記述した理由ということでございますが、現在の都市計画マスタープランに“高齢者の活動拠点である「飯高老人福祉センター」の施設整備を行う。”という記載をしております。当施設については、令和2年から建物の設備の更新や屋上の防水工事などを順次行い、今年度は外壁工事を実施したところで、大きな改修工事を行い必要

な整備を行っております。「地域住民の高齢化が進んでいる」という課題もあり、整備についてはほぼ完了しているということになりますが、「老人福祉センター」については、その活用ということで記述をさせていただいております。飯高管内には、ご意見のとおり「飯高林業総合センター」、「飯高保健センター」、「飯高総合開発センター」等がございますが、今回は高齢者福祉施設として「飯高老人福祉センター」を記載しております。

続きまして、70ページの太陽光発電施設の適正な導入・管理にある「太陽光発電施設及び周辺環境の保全について、「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」に基づき適正な維持管理や周辺環境への配慮を事業者に求める。」とありますが、導入にあたって地域住民への説明会等十分なコミュニケーションをとるよう事業者を求める記述の追加をお願いします。

ここに記載している「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」においては、計画段階において地域住民との適切なコミュニケーションを図ることや地域住民への十分な配慮を行うことが示されております。

以下のとおり修正案とさせていただきます。

(修正案)

「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」に基づき適正な維持管理や周辺環境への配慮（地域住民への説明会等）を事業者を求める。」

続きまして、全般的なこととして、都市計画マスタープランは、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針が示されたものであり、都市計画区域外は地域別構想にわずかに記載されるにすぎません。中山間地域の土地は、農地法、森林法、自然公園法等で規制、誘導された部分はあったとしても、地域振興局には現地を熟知した職員が少なくなり、それすらも現状や地域の意向に沿ったものではないような気がします。今後とも、地域振興局及び本所との連携のもと都市計画マスタープランの地域別構想にそった地域振興が図られますことを切望いたします。

見解といたしましては、今後も地域振興局と連携を図りながら精査をして参ります。

続きまして、50ページの①土地利用に関する課題にある嬉野東地域には、県の施設である農業研究所と畜産研究所が存在しており、広い土

地を有しています。特に農業研究所は、中川駅周辺の土地区画整理事業の東側にあたり、都市機能の充実や住宅地の拡大を検討するにあたっては大きなポイントになると思われます。将来構想において、現状維持ではなく、県との協議により有効な土地利用を望みます（県施設でも、大学とか考古館等、集客がある施設利用を）。畜産研究所も、以前は動物等が見学でき、市民の憩いの場の存在であったが、今は閉鎖されているので、このままの状態が続くのであれば、有効利用を望みます（公園等）と土地利用に関する課題としてご意見をいただきました。

ご意見のとおり、中川駅周辺の施設で、三重県の施設でありますので、土地利用を図る際には協議を行っていきます。

続きまして、50ページの“○農地”にあるこの文章は、どの地域でも同じ表現ですが（あえてでしょうか・・・）、嬉野地域の場合、市街化区域もあるので、「市街地内の農地については、住宅等、適正な活用を促す」とかの表現も必要ではないでしょうか（宅地並み課税された農地も残っている・・・）と意見いただきました。

この「農地」についての記載については、ご意見のとおり市街化区域内の農地もございますが、市街化区域外に多くの農地がありますので、その部分を捉えて記載させていただいております。

続きまして、50ページの②施設等に関する課題で“○道路・交通”の中川駅周辺の松阪久居線は、朝夕の交通渋滞がひどいので、課題に加えてほしいですとご意見をいただきました。

伊勢中川駅周辺からは少し離れますが、県道松阪久居線の名松線の踏切部分については、現在三重県の方で改良に向けて検討を行っているところがございます。当マスタープランの記載について、（都）算所宮古線がこの松阪久居線の一部にあたります（名松線踏切付近から中村川を越えた先の交差点）が、当地域の課題としましては、「未整備の都市計画道路等の整備が求められている」と記載しておりますので、ご意見をいただいた渋滞対策も含めて、この課題に含まれるものと考えております。

続きまして、50ページの“○公園・緑地”にある土地区画整理地内には、計画された公園は配置されていますが、区域内公園の認識からか、あまり多くの利用がされていません。若い世代が子育てしやすい都市にするためには、誰もが憩える大きな公園施設計画を望みます（若い世代の声です・・・）。街路樹は、最近、落ち葉などのごみ問題や車が見

にくいなどのご意見があり、敬遠されがちですが、都市の緑化として必要だと思えます。伊勢市のように、両側で百日紅が赤い花を咲かせるような道路を望みます。方針として、もっと明確に街路樹計画を進めるなどを掲載してほしいですとご意見をいただきました。

見解といたしましては、公園や街路樹については景観の形成や都市の緑化など、地域の快適な環境等を確保するうえでの重要な要素でございます。一方でこれらの街路樹や公園については、計画的な修繕や維持管理費用の縮減・平準化が求められるなど、インフラ施設としての課題もございます。本市ではこのような課題や市全体の公園の整備状況を踏まえて、新規の公園の整備については、現状予定はしておりません。しかし、既存施設については適切な維持管理や施設の充実に努めていきたいと考えております。

続きまして、54ページの道路について、嬉野ふるさと会館近くから三雲まで伸びる真っすぐな道路（通称：グリーン道路？）は、幹線道路ではないので表記されていないのでしょうか。権現前駅の東側に小さくある三角形の工業地は、旧町時代からのものですが、実情は製材工場等はなく、宅地開発されて住宅になっています。計画として、実情に合わなくても、指定された用途地域は外せないものでしょうかといただきました。

ここに記載している道路については、国道、県道、整備予定の都市計画道路などを記載させていただいております。権現前駅の東側のご指摘のところですが、用途地域として「工業地域」、また特別工業地区建築条例により建築の制限がされている地区となります。この用途指定については、旧嬉野町時代の昭和57年の線引き時に行われたもので、中川駅周辺の市街地の整備とともに、住居・工場の混在をなくすためにこの地区に工場地を設けたものであります。その当時から行政方針として積極的な誘導移転を図っていかうとするものであり、隣接する居住地の良好な生活環境を保全するため、小規模の新規立地工場については、特に非公害型企业に限定するという一方で、特別工業地区として建築の制限をしております。ご意見のとおり、「工業地域」という用途でありながら、宅地開発がされて住宅となっているところが多いため、用途の見直しをというご意見ではあります。現在、嬉野管内の市街化区域については、開発が進んでおります。今後の動向を見ていきたいと思えます。

続きまして、56、58ページについて“○道路・交通”の課題の表記の中で、「通勤、通学、買い物・・・」が東地域と同じ表現で記載され

ているが（どの地域も同じですが・・・あえて？）、両地域の実情は全く違って、西地域は、基本方針にあるコミュニティ交通のみで、その以前から自家用車頼りの地域です。公共交通の維持・充実が課題で、コミュニティ交通の継続が方針なのは、逆のような、何か違う気がします。基本方針の「バス利用が不便な地域においては・・・」の表記があるが（なのに課題が公共交通の維持・充実？）、不便な地域だからコミュニティ交通になっているのであって、将来的には、過疎、人口減で乗車する人もなくなる恐れがあるなかで、基本方針としてコミュニティ交通を維持していくことを明記してほしいです（飯高のようなデマンドタクシー利用等の検討も必要かと・・・）とご意見をいただきました。

ご意見の通り、嬉野東地域には伊勢中川駅などの鉄道駅があり、公共交通（コミュニティ交通「嬉野地区コミュニティバス」）があります。嬉野西地域については地域の広さも含めて、地域の公共交通の状況も大きく異なっております。両地域におきましても今後も公共交通の維持・充実が課題であることは同様であることからこのような表現とさせていただいております。また、「バス利用が不便な地域においては・・・」の表記ですが、ご意見のとおり「不便な地域」ということは、現在のコミュニティ交通により運用されております。委員のご意見のとおり、過疎、人口減となる地域、公共交通利用が不便な地域においては、地域の実情にあったコミュニティ交通の運行に継続して取り組むものであり、他地域についても同じ記載をさせていただいております。なおデマンドタクシーについては、地域の移動ニーズ等によっては、考えられると思いますが、そのような制度については、「松阪市地域公共交通協議会」により検討されますのでご理解をお願いいたします。

続きまして、58ページの“○公園・緑地”の方針で、なめり湖が水辺環境の保全と活用として記載されているが、それ以外にも平家の里や天白遺跡などが周辺にあり、歴史的観点にも注目を望みます。特に、天白遺跡は西日本最大級の縄文遺跡で有り公園としての活用をこのマスタープランでも方針としていくことを望みますといただきました。

天白遺跡につきましては、国指定史跡となっております。現時点としては公園としての整備等についての予定はありませんので、ご理解をお願いいたします。

続きまして、47ページの“○下水道・河川”にある方針について平成26年に三雲地区地域審議会から「合併後10年間の検証と今後のま

	<p>ちづくり」について答申がされ、都市下水による浸水対策に伴う排水機場の早期検討が必要と記載されている。そのようなことから「雨水排水計画の策定を検討する」を「雨水排水計画の策定を進める。」に変更できないか、とご意見をいただきました。</p> <p>三雲地域の雨水計画については現在も検討中ですが、計画策定に向けては今後詳細な検討が必要であり、当マスタープランでは「策定に向けた検討を進める」とさせていただきたいと考えております。</p> <p>30、42、53、64、70ページの「太陽光発電施設の適正な導入・管理」について、太陽光発電施設は、地域の景観を損なうばかりか、地域の住環境や自然環境を悪化させている。事業者は「周辺環境への配慮」を求めたところで意味はない。この種の発電施設の設置禁止地域をエリアごとに設けていくか、設置可能地区は既にコンクリートゾーン化した港湾施設や工業地域など一部の地域に限定すべきだ。とご意見をいただきました。</p> <p>見解としましては、地域別懇談会において、太陽光発電の設置後の管理に問題があるというご意見が多くありました。その対応として、「適正な維持管理や周辺環境への配慮」を求めていくものです。</p> <p>39、50、61、67ページの松阪・嬉野・飯南・飯高地域の地域環境等に関する課題について、太陽光発電施設の設置の増加に懸念を示されているのはよいとご意見をいただきました。</p> <p>地域別懇談会において、太陽光発電の設置後の管理に問題があるというご意見が多くありましたので記載をさせていただいたものです。</p> <p>以上、地域別構想についてのご意見と見解・修正案になりますのでよろしくお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>地域別構想についていただいている意見に対しての修正案、それから最新の報告を頂きましたが、皆様のご意見はどうでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>最初の地域名称の修正案の件について、なぜ地域を非常に限定したような東部や鎌田という表記を案に使われたのか。すでに様々な計画とかあると思いますが、この中心市街地全体を含んだような所で殿町地域というふうな表記は他の文書でもないと思います。あえてこれになされた意図はあったのか、たまたまそうなったのか、学校名がそうだからそうしたのかなと疑問に思いました。それともう一つは、修正案の方について</p>

	<p>て普通は中心市街地地域を松阪中心市街地地域としたところが肝心なところかなと思うのですが、何故かというところと中心市街地とすると豪商のまちづくりの計画のエリアと微妙に違うので「地域」とすることによって、その辺を少し誤魔化せるかなという判断をされたのかなと思うのですが、こう表記をすることで他の計画との整合性や不都合が出ないのか、その辺の調整は済んでいるのか。それともマスタープランということで今後このような表記が標準化されていくのか。その辺を十分に検討された結果この名称を選ばれたのか、逆にわかりにくくならないのかというのが気になりました。中心市街地・松阪北部・松阪南部はどこのかという話になるかもしれませんが、その他の表記についても東部地域という中学校名があるのであの辺かと分かりますが南部地域はどこのかと、逆にわからなくなったりもするので地域の表現を使ったら良いという、例えば榎田だなど昔から固有の名称を逆に使うことが分かりやすくなるという部分にもなるかもしれないので、その辺の東部とか中部とか南部とか西部とか東西南北で統一することに温かみがないし、その辺の考え方についてもう少しお聞かせ願えたらと思います。</p>
事務局 (説明)	<p>修正前の表現については、地域割の時に中学校区でという頭出しがあり、中学校区から殿町、久保、鎌田というような地域名を案として出しましたが、ご意見を頂いたという所で地域性を考えて修正案を書かせていただきました。先ほど言わせて頂いたように、中心市街地土地利用計画の中心市街地も、このエリアの中ですが、松阪中心市街地地域というのはその部分を含みながらもっと広いエリアとして表現をする中で、わかりにくくならないかという所については整理できるかなと思っております。ここも1つの案でございまして、また皆様からご意見をいただければと思っております。</p>
委員	<p>ありがとうございます。</p> <p>色々な計画がありますが、例えば景観整備計画など他の文章と比べてみて整合性がつかなくなるということはないのですか。今後そういったことが生じた場合、正式名を付けなければならないとなると、それをマスタープランで標準化して、ネーミングなどもそれをベースにしていくのかということですが。</p>
事務局 (説明)	<p>都市計画の部分については、特に制限をするような表現等はございません。住民自治協議会のブロック別単位で、“東部ブロック”とか、特に地理名称で呼ばず、そのような呼び方をされておりました、東部とか西部等、地域の呼び方がいちばんよいのかなという考えでこのように付けさせていただいたという所で整理ができると思っております。</p>

<p>会長</p>	<p>はい。よろしいでしょうか。計画書の地域案がいろいろな形で浸透するかどうかはまた別の話になると思います。私が今まで関わったところでは大体が住民の方々が認識する地域名をベースにする所が多かったです。今回は“中心市街地地域”という風に進めるのは大丈夫なのかなというのは、私も気になってはいたのですが、市の方にもお聞きしましたが大丈夫というような話であったので浸透していくのであれば問題ないのかなと思います。きっと今後も“中心市街地地域とは？”という話が出てきますので、どこかの計画でそれが浸透していかないと何年先でも地域名が何故こうなったのかという議論が出るのかなと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>この案について私も意見を出しましたが、マスタープランというものが中心の案で、その下に住民自治協議会がぶら下がっているとしたら住民自治協議会の計画と合わないのですよ。そうなると思われても、私らの鈴の森住民自治協議会は殿町中学校も西中学校も学区なので西中学校はどこに含まれるのか、となるので意見をさせていただきました。住民自治協議会についても少し尊重してほしいと意見をさせていただきました。</p>
<p>会長</p>	<p>そういうことならばその都度、住民自治協議会と協議をいただければと思います。</p>
<p>事務局 (説明)</p>	<p>今は案という段階なので、また色々とそのような意見が出てくるかもわかりませんし、その中でまたご意見があれば修正等をして案とさせて頂ければと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>太陽光の適正な維持管理や周辺環境の配慮とか、太陽光発電の設置後の管理に対する問題について、現実には太陽光を設置した人がいつまでも管理している事は絶対ありません。全てにおいて設置して利益が出たら次に転売するとなり、また転売、転売と周辺環境の話や環境への配慮というのをどこに求めていくのか、太陽光施設を今は誰が所有しているのかを話して貰わないと、どこへ話をしたら良いか分からない事が多く、所有者を調べるにしてもお金を払っている中部電力へ行っても教えることはできないと言われてしまいます。太陽光発電に関して三重県のマニュアルだけだと難しいと思うので、もう少し込み入った計画をしてもらう必要があると思います。</p>
<p>事務局 (説明)</p>	<p>地域住民の説明会や適切なコミュニケーションをとるようにと意見があったのは、委員が言われた管理者等が分からないという所で、そのような所をしっかりと説明して欲しいという意見もあり、地域住民への説明会等を追加させて頂いたところではございます。事業者を三重県の方で定めるガイドライン等でさらに求めていくことになると思います。こ</p>

	<p>の「説明会等」という文言もあえて入れさせて頂いたという所でご理解をお願いしたいと思います。これにより管理することが左右されるのかということ、委員も言われていた配慮については、事業者が変更したら変更したという説明をするべきものと考えておりますので、その点を記載したということになります。</p>
委員	<p>1点だけ意見を言わせて頂きたいのですが、地域別構想のあり方というものが、中身を読ませて頂くと地域住民と行政が共有する身近なまちづくりの方針を明らかにするために存在するならば、そもそも43の住民自治協議会が地域づくりをする中で12区分しかないこと自体が不合理かなと思います。やはり、それぞれで地域づくりをしているならば、もう少しその地域別構想のあり方というものを考えて頂いた方が良いのかなと思います。12でしか区切らないこと自体に無理があると思いますし、例えば、大河内地域が松阪中部地域に含まれていますが花岡や山室とは全然違いますので12区分だけで割っていること自体が無理があると思うという意見を申し上げます。以上です。</p>
事務局 (説明)	<p>地域割の変更については、小学校区で地域の整備、地域の魅力を考えようとしたところ、あまり細かくすると考えにくいという意見も前回の都市計画審議会の時にありました。前回出た意見から、地域をもっと大きく広く考えていく方のご意見が多く、今回はあえて32区分から12区分と広い地域で整備等を見ていきたいとなりました。</p>
委員	<p>街路樹の件で景観の形成となっている。この街路樹よりも樹の剪定というか枝というか、樹になる実について注意をして欲しいです。夕刊三重にも載りましたが、橋西地区の歩道で迷惑したのですが実のなる樹を植えると実が落ちて歩行者に当たると服や靴に色が付いたなど非常に困っており、これは三重県が担当と聞いたので三重県に剪定してもらい春に切って、夏に切ってと対策してもらっていますが元々は樹を植えることが問題だと思います。綺麗になるというのは分かるが、実がなってしまうと景観を悪くするようなこともあります。</p>
会長	<p>ありがとうございます。街路樹は実が生らないものを選んでる所が多いと思いますが、この場合は特別に選んだりしているのでしょうか。都市マスで位置付けられているものと、独自で動いていく地域づくりベースのボトムアップするものという話になります。全部中に入れていくのは難しい部分があります。都市マスの中で書けないところについては、個々でボトムアップ的な地域づくりをどのように位置付けられるのかを一度、市の中で検討した方が良いと思います。それがどんどん、どんどん活発になっていく方がいいと思います。この地域だけに拘る必要</p>

	<p>はありませんし難しいと思いますが、それぞれの地域で活発に動いてもらい自主的な活動が生まれると良いと思います。この計画とは別の話になりますし、部署が違う可能性は高いですが、是非して頂ければと思います。他にいかがでしょうか。</p>
委員	<p>すいません、少し的を得てない意見でしたら大変申し訳ございません。本日、地域別懇談会の概要というのを初めて手にさせていただきました。このような市民のご意見があるのだなと思って拝見してはいたのですが、比較的ご意見が多いものが防災的なお話が多く感じられました。この意見というのはマスタープランの方に全部反映するのは難しいとおっしゃられていましたが、ある程度は反映されているのか伺いたいです。</p> <p>あと全体のまちづくりの都市計画の構想として、コンセプトというかその大きいテーマというのは、理念というところでは書かれているのですが、例えば市民の声が防災のところが多かった場合、防災減災というテーマでまち作りをしていくのか、それとも子育て世代の定住促進であったり、豪商のまちであったり、スマートシティ・コンパクトシティなど、どのテーマでまちづくりをするかっていうのをまず決めないと、バラつくのではないかなといつも思っているのですが、その辺りを整えた方がいいかなと思うのですが教えてください。</p>
会長	<p>地域別懇談会で出た意見を基に地域別構想を整理すると思っています。一般的に都市計画マスタープランは全体構想の場合、市全体をこのように考えましたとして一旦、市民の方を募集して参加してもらうケースがあります。それと同時に地域別構想は各地域で行うものと思っています。今日の資料にあるような懇談会や意見交換会などが、おそらくベースにはあるのかと思います。出てきた意見を基に今回皆さん方にお配りした地域別構想となります。それぞれの地域の意見を纏めましたという物を出して、纏めた方針で進めていくのでどうでしょうかと確認をした後に地域別構想として纏めるというのが私の認識となります。一般的にはそのようにしていくので、地域ごとに違いは出ます。私たちの地域はこれを重視して欲しいという意見により重視する箇所を決めることは当然ありますので、場所によって違いが出ます。一本化は難しい部分もありますので強弱が付いてくると思います。何をするか分からないし、10年経ったら変わることもあります。ただ最後ご指摘があったように方針を決めるっていうことが大事なのはその通りだと思います。それを基に纏めたものが地域別構想と私は理解していますが、いかがでしょうか。</p>

事務局 (説明)	<p>今ご指摘を頂いた通り、地域別懇談会を行いまして各地域の課題の中で一番大きな課題を聞かせていただき、その中での各課題を纏めました。細かい部分でなく大きな部分での対応方針になります。方針として色々な計画があると思いますが総合計画があり、そこから派生していく計画があり、都市計画も同じように進んでいくことなるので、全体の細かな部分まで拾うのは難しいと考えております。</p>
会長	<p>この点で大事なことをお伝えすると、地域別懇談会の時に出席している方の意見が地域の人全員の意見でない場合があります。それなりの役職の方が出席しているので若い方が出席されないというのは当然よくある話です。本当はそういう機会を作る方が良いのは事実ですが、それをしていくとなると多分、市の担当の方が物凄く大変になってくることがあります。どういう形で地域の方が参加されているか分かりませんが、意見を貰うなど出来ていればまた違います。そういったことが出来ていないと知らない間に完成しているという場合も当然あります。地域の代表の方は懇談会がある時は、「ぜひ参加して下さい。」や、「そこで意見を出して頂かないと知らないうちに決まっているということが多いですよ。」ということをお伝えして貰うのが大事になると思います。他にいかがでしょうか。なければ次の説明をお願いします。</p>
事務局 (説明)	<p>松阪市立地適正化計画案のご意見です、資料3-2になります。</p> <p>108ページの「家庭の状況に 応じて特別に必要となる物資については、それぞれで確保につとめることとされており…」とあるが、近年ペットの防災対策も注目されているため、ペットの物資、食料にも言及した方が良くと思う。また、ペット同行避難は災害時の避難行動に大きな影響を与え、計画段階での明示が現場の混乱防止につながる。*内閣府、環境省⇒国の方針と一致すると意見をいただきました。</p> <p>記載については、「三重県備蓄・調達基本方針（2021（令和3年5月）」の内容を記載しており、ここにはペットの備蓄に関しては記載がございません。</p> <p>「松阪市地域防災計画」P53、54に「家庭での備え」、P130には「ペット救護体制の整備」として、内容が記載されておりますので追記をいたします。</p> <p>(修正案) 追記</p> <p>*「松阪市地域防災計画」では、「ペットを飼うときは、飼い主の連絡先を記載した迷子札等の装着、水や餌等ペット用避難用具の備蓄をしましょう。」「災害時にはペットも一緒に避難することを想定して、平時か</p>

	<p>らペットのしつけや健康管理を行いましょう。」と「家庭での備え」として記載しております。</p> <p>続きまして、居住誘導区域という考え方を設定したことは重要な事であると意見を頂きました。</p> <p>居住誘導区域については、現行の松阪市立地適正化計画策定時から設定しておりますが、策定時以降の居住誘導区域内におきまして、一部ですが三重県が「土砂災害警戒区域」と指定した箇所がありますので、その箇所については、除外となります。</p> <p>以上となります。</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>立地適正化計画について何かご意見等がありますか。</p> <p>ペット同行の避難というのは少しずつ行われてはいますが、難しい問題だと思います。余裕がない状況になっている中で、余裕がある状況なら離れた場所にいる分には、そこまで気にされることはないのですが、家族の安否が分からないという状況の時にペットが近くにいると腹を立てる方も稀にいるかもしれません。避難所ではないのですが、仮設住宅でのペット問題というのを聞いたこともあります、人それぞれだと思います。毛嫌いする人は毛嫌いしますし、家の中にいる分には全然問題ないという人もいたりします。臭いがあるとか、そういった問題もあります。このような問題は多分ゼロにはしづらと思うのでうまく対応をするということが必要になってくるのかなと思います。</p>
委員	<p>ペットの同行は中部台の体育館で地区には持ってこないという事でよろしいのですよね。ペットも一緒に避難することを想定するとは、避難してもらっても良いが地区の避難所ではないということですよ。</p>
事務局 (説明)	<p>松阪市防災計画のペット同行避難について記載している通りとなります。</p>
会長	<p>その他いかがでしょうか。もう一度、全体構想・地域別構想・立地適正化計画、それぞれ何かございましたら、ご意見いただきたいのですがよろしいでしょうか。</p> <p>あとは細かな修正があり、資料4の正誤表になります。計画書の方は変わりますので、それを変更したりページが増えたり、人数、あるいは単位の変更、和暦が西暦になるなど修正してあります。どれだけ修正したとしても誤字は見つかるものですが、それを含めてチェック作業をして頂くのですが、この後は事務局の方で修正をして12月議会で説明し、その後にパブリックコメントで住民の方に公開し意見を求めるという方向になります。他によろしいでしょうか。なければこの方向で進めてい</p>

	<p>きたいと思います。</p> <p>今後の予定について、事務局、説明をお願いします。</p>
事務局 (司会)	<p>それでは委員の皆様、前方のモニターをご覧ください。</p> <p>今後の予定でございます。</p> <p>まず、松阪市都市計画マスタープランの策定等に関する第3回地域別懇談会を43の住民自治協議会を対象に、来月、令和7年12月3日から12月17日まで、市内10ヶ所で開催予定でございます。</p> <p>その後、松阪市都市計画マスタープラン（案）及び松阪市立地適正化計画（案）について、パブリックコメントを予定しております。</p> <p>こちらの期間は、来月、令和7年12月12日から年明けの令和8年1月23日までを予定しております。</p> <p>そして、第3回松阪市都市計画審議会としまして、令和8年3月を予定しております。こちらはですね今回の都市計画マスタープラン等につきまして、諮問をさせていただきまして、ご審議をいただく予定となっております。また、パブリックコメントで市民の方から寄せられたご意見につきましてもこちらの審議会でご報告をさせていただくことを予定しております。以上になります。</p>
委員	<p>すいません。</p> <p>正誤表についてとなりますが載っていなかったの。全体構想の中の第1ページ目です。最初のところで、「改定を行うものである」の改定の“定”ですが、言偏の方じゃないかと思えます。先ほど調べてみましたが、料金の改定なら“定”の方が良いが、文書などは言偏の改“訂”だと思えます。</p>
会長	はい。ありがとうございます。
事務局 (司会)	<p>本日は、長時間にわたりましてありがとうございました。</p> <p>閉会にあたりまして建設部長の松本よりご挨拶を申し上げます。</p>
建設部長	<p>委員の皆様、本日は長時間にわたりご審議をいただき、誠にありがとうございました。本日は、皆さまから頂戴いたしましたご意見について、市としての対応等のご説明をさせていただきました。</p> <p>様々なご意見を頂きましたけれども、都市計画マスタープランが性質上「都市の将来像や土地利用の方向、まちづくりの方針等を示した長期的な計画」であるという点では、皆さまからの修正、追記等のご意見をそのまま反映させることができないところもございました。法律の話をする、都市計画法の第2条に「適正な制限」といった文言が出て参ります。個人の土地を制限するということは、これはかなり大きな力を持った法律で、土地の収用に及ぶこともあるということになります。よ</p>

	<p>って審議会を開いて、しっかりとご意見をいただくといった経過も必要であるし、方針の段階では細かい記述はあえて避けるということもあります。その点につきましてはご理解をいただけますと幸いです。</p> <p>また、都市計画法の第2条には、農林漁業との健全な調和を図るといった記述もあるわけですが、1次産業は松阪市としても、しっかりと守っていかなくてはいけない産業です。そして、その多くは、都市計画区域外になります。また、区域外では、観光や自然景観、登山やサイクリングなどのアウトドアアクティビティも盛んになってきており、今後とも区域内外の連携が必須となり、これは松阪市を構成する大きな要素でもありますので、松阪市は市全体に対し、マスタープランを作っておりますことをご理解をいただきたいと思っております。</p> <p>今後の予定といたしましては、本日の審議会での内容を反映させまして、来月には広く市民の皆さまからのご意見をいただくパブリックコメントを実施する予定です。</p> <p>都市計画マスタープラン、立地適正化計画ともに当市の都市計画行政において根幹をなす重要な計画となります。両計画の策定、見直しの完了に向けまして、引き続き皆様からのご意見等いただけますと大変ありがたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。</p>
事務局 (司会)	<p>では、以上をもちまして、令和7年度第2回松阪市都市計画審議会を終了いたします。</p> <p>今回の都市計画審議会におきましても議事録の作成を行い、公表してまいります。議事録の確認につきましては、三宅会長のほうに一任をさせていただくことのご了承をお願いいたします。</p> <p>委員のみなさまにつきましては、次回以降も大変お世話をおかけいたしますが、よろしくお願いいたします。</p> <p>本日はありがとうございました。どうかお気をつけてお帰り下さい。</p>